

京都市消防団員等公務災害等補償条例の一部を改正する条例（平成19年6月8日京都市条例第8号）（消防局総務部庶務課）

公務上の災害を受けた消防団員及び消防作業に従事したこと等により災害を受けた者並びにこれらの遺族に係る補償基礎額について、配偶者以外の子等の扶養親族に係る補償基礎額の3人目以降の加算額を、1人につき167円から200円に引き上げることとしました。

この条例は、平成19年6月8日から施行し、同年4月1日以後に支給すべき事由が生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用することとしました。

京都市消防団員等公務災害等補償条例の一部を改正する条例を公布する。

平成19年6月8日

京都市長 榎本 頼 兼

京都市条例第8号

京都市消防団員等公務災害等補償条例の一部を改正する条例

京都市消防団員等公務災害等補償条例の一部を次のように改正する。

第5条第3項各号列記以外の部分中「のうち2人までについてはそれぞれ」を「については1人につき」に、「に第1号」を「に同号」に改め、「、その他の扶養親族については1人につき167円」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の京都市消防団員等公務災害等補償条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成19年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた損害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「年金たる損害補償」という。）で適用日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の損害補償については、なお従前の例による。

(補償の内払)

- 3 この条例による改正前の京都市消防団員等公務災害等補償条例の規定に基づいて既に支払われた年金たる損害補償（適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に係る分に限る。）又はその他の損害補償（適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）は、改正後の条例の規定による年金たる損害

補償又はその他の損害補償の内払とみなす。

(消防局総務部庶務課)